

G7 広島サミット消防特別警戒 警防計画

(2023年5月12日改訂)

G7 広島サミット消防・救急対策委員会

目 次

第1	目的	1
第2	用語の定義	1
第3	警防計画の位置付け	1
第4	消防特別警戒全般に係る基本事項	2
第5	消防特別警戒に係る組織等	2
1	組織	2
2	各警戒本部等の設置場所及び任務	5
第6	警防対策期間	7
1	事前対策期間	7
2	消防特別警戒期間	7
第7	警防対策	8
1	警戒人員及び機械	8
2	警戒に関わる消防本部	8
3	警戒対象施設等	8
4	指揮体制	9
5	出動体制及び出動計画	9
6	出動指令	9
7	情報通信	10
8	警戒中のスケジュール	10
9	情報収集及び報告	10
10	災害発生時の即報及び災害の報告	10
11	服務等	11
12	その他	11

<別紙>

- 別紙1 用語の定義
- 別紙2 要人情報報告時の暗号

<様式>

- 様式1 人員機械等報告書
- 様式2 警戒日誌
- 様式3 重要情報報告書
- 様式4 災害状況報告書（火災・その他）
- 様式5 災害出動結果報告書（火災・救急・その他）

第1 目的

この計画は、サミットの開催にあたり、首脳会議場及び関連施設における火災等の未然防止と災害発生時の消防活動に万全を期することを目的とする。

第2 用語の定義

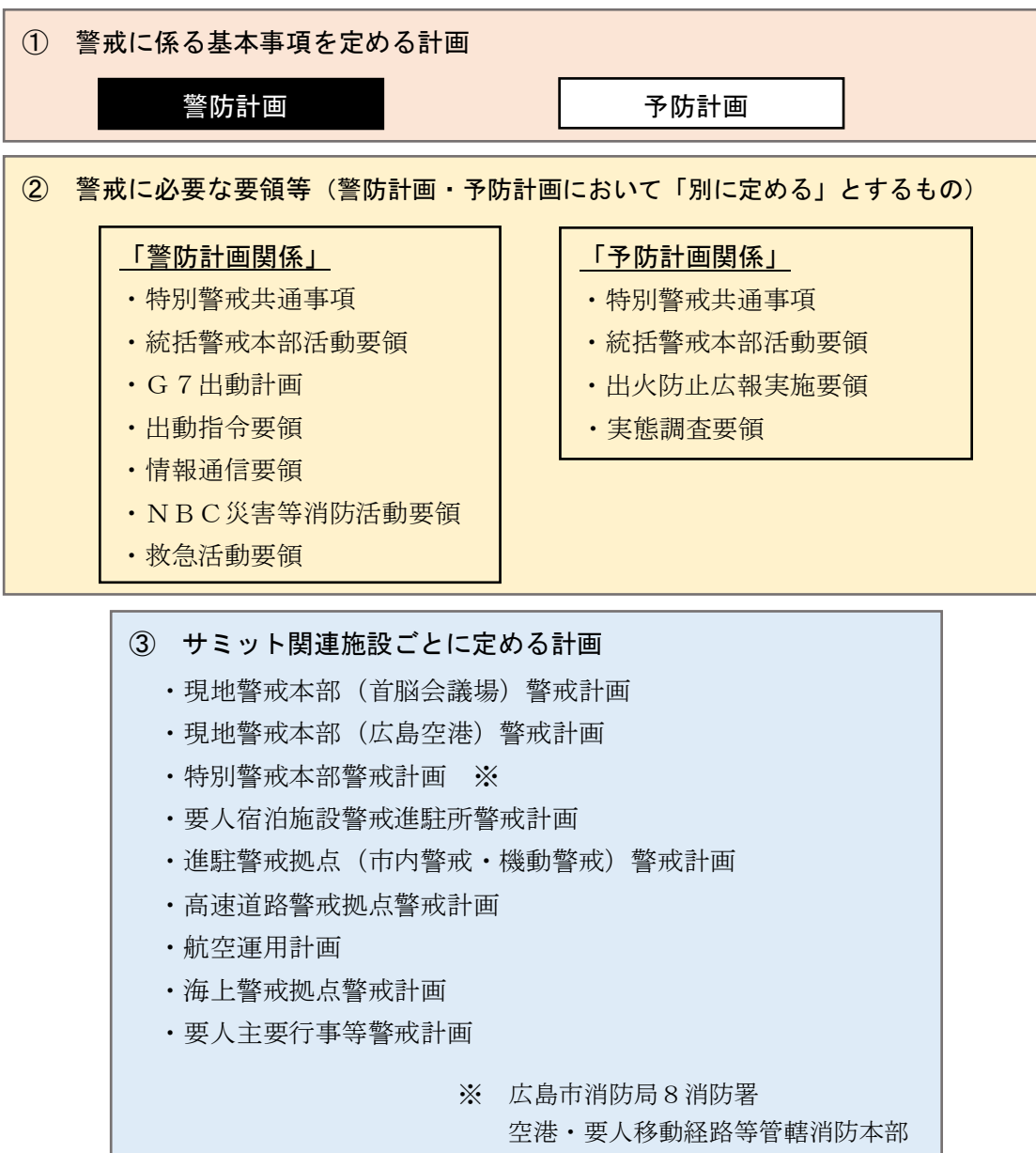
用語の定義は、別紙1のとおりとする。

第3 警防計画の位置付け

消防特別警戒及びその事前対策の実施に必要な警防に関する基本事項は「警防計画」に定め、予防に関する基本事項は「予防計画」に定める。なお、「警防計画」及び「予防計画」に共通する事項については別に定めるものとする。

また、警防計画の位置付けについては、次図のとおりとする。

<各計画等の区分>



第4 消防特別警戒全般に係る基本事項

- 1 消防特別警戒は、サミット開催地である広島市域及び要人が利用する空港並びに要人が移動する経路等に関し、一体的な警戒体制を構築する。
- 2 消防特別警戒にあたっては、通常の警防体制に加え、サミット関連施設及び別に定める場所に警戒隊等を派遣する等による体制を構築し、サミットの円滑な運営及び住民等の安全・安心を確保する。
- 3 サミットにおける消防体制を万全とするために必要な消防対策（警防・予防対策）を、消防特別警戒終了まで期間を定め段階的に実施する。
- 4 消防特別警戒に必要な消防力については、警戒に参画する消防本部相互における応援協定の締結により確保する。
- 5 警戒に参加する職員の災害対処能力の向上を図るため、必要に応じて訓練及び研修を実施する。
- 6 警察、医療関係その他の関係機関と更なる連絡体制を構築し、災害発生時の円滑な連携活動体制を確保する。
- 7 消防特別警戒は、警防計画、予防計画及びその他各種計画等に基づき実施する。
- 8 「主要国首脳会議開催業務消防・救急体制整備費補助金交付要綱」による補助金を活用するなど、消防特別警戒に係る施設及び資機材等の充実強化を図る。
- 9 消防特別警戒期間中は、あらゆる手段で要人情報の収集に努め、災害発生時に時期を失することがないように備える。また、災害発生時は、消防特別警戒に係る全ての職員が一体となり、被害の軽減を図る。

第5 消防特別警戒に係る組織等

1 組織

消防特別警戒に係る組織等は次のとおりとする。ただし、要人の動向によっては、これによらず臨機に警戒隊等及び予防要員の派遣を行う。

(1) 統括警戒本部

- ア 広島市消防局に、広島市消防局長を本部長とする統括警戒本部を設置する。
- イ 統括警戒本部は、(2)から(9)までの組織を統括し、消防特別警戒の全体調整を行う。
- ウ その他必要な事項は、別に定める「統括警戒本部活動要領」によるものとする。

(2) 現地警戒本部

- ア 首脳会議場及び広島空港に、管轄消防本部の消防長等を本部長とする現地警戒本部を設置する。
- イ 現地警戒本部には、現地警戒本部要員、警戒隊及び予防要員を派遣し、現地関係機関と連携して必要な情報収集を行うとともに、担当する区域で発生する災害に対応する。
- ウ その他必要な事項は、別に定める「現地警戒本部警戒計画」によるものとする。

(3) 特別警戒本部

- ア 広島市消防局8消防署に、消防署長を本部長とする特別警戒本部を設置し、管内の情報収集を行うとともに、発生する災害に対応する。
- イ 要人の移動経路等となり得る区域を管轄する消防本部（広島市消防局を除く。）に、消防長を本部長とする特別警戒本部を設置し、管轄区域内での要人の動向等に

ついて情報収集を行うとともに、発生する災害に対応する。

ウ その他必要な事項は、別に定める「特別警戒本部警戒計画」によるものとする。

(4) 要人宿泊施設警戒進駐所

ア 要人が宿泊する施設に、要人宿泊施設警戒進駐所を設置する。

イ 要人宿泊施設警戒進駐所には、警戒隊及び予防要員を派遣し、当該施設における災害発生時の初動対応及び後着隊との連携ができるよう警戒にあたる。

ウ その他必要な事項は、別に定める「要人宿泊施設警戒進駐所警戒計画」によるものとする。

(5) 進駐警戒拠点

ア 広島市内に、進駐警戒拠点を設置する。

イ 進駐警戒拠点には、警戒隊を派遣し、想定する災害に迅速に対応できるよう警戒にあたる。

ウ その他必要な事項は、別に定める「進駐警戒拠点警戒計画」によるものとする。

(6) 高速道路警戒拠点

ア 要人が利用する広島空港から広島市内に繋がる高速道路出入口付近の消防本部等に、高速道路警戒拠点を設置する。

イ 高速道路警戒拠点には、警戒隊等を派遣し、要人移動時に発生する災害に対し、迅速に対応できるよう警戒にあたる。

ウ 前記ア以外の高速道路を利用する情報を入手した場合は、当該高速道路を管轄する消防本部は、速やかに警戒隊等を増強するなど、要人移動時に発生する災害に対し、迅速に対応できるよう警戒にあたる。

エ その他必要な事項は、別に定める「高速道路警戒拠点警戒計画」によるものとする。

(7) 航空警戒拠点

ア 広島市消防航空隊基地（広島ヘリポート）及び広島県防災航空センター（広島空港隣接）に、航空警戒拠点を設置する。

イ 航空警戒拠点及び場外離着陸場には、必要に応じてヘリコプターを派遣し、ヘリコプターを必要とする任務に迅速に対応できるよう警戒にあたる。

ウ その他必要な事項は、別に定める「航空運用計画」によるものとする。

(8) 海上警戒拠点

ア 広島市南消防署水上出張所及び廿日市市宮島消防署に、海上警戒拠点を設置する。

イ 海上警戒拠点においては、船舶を必要とする任務に迅速に対応できるよう警戒にあたる。

ウ その他必要な事項は、別に定める「海上警戒拠点警戒計画」によるものとする。

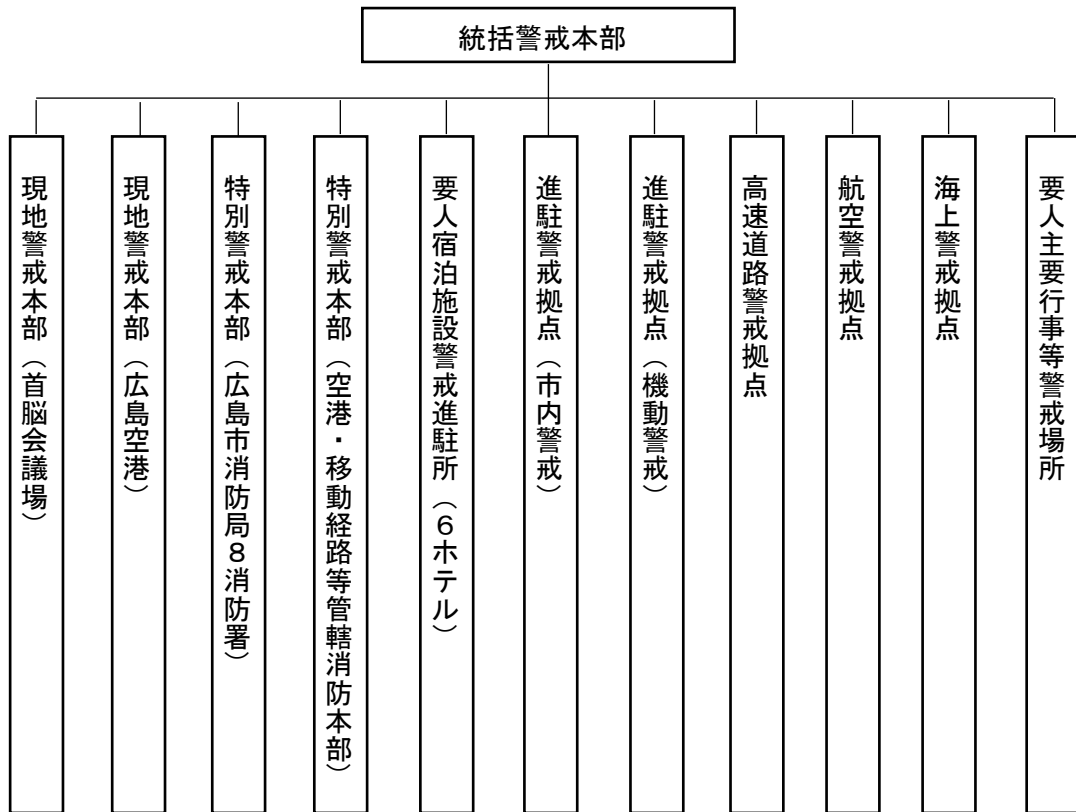
(9) 要人主要行事等警戒場所

ア 要人主要行事等の開催場所に、要人主要行事等警戒場所を設置する。

イ 要人主要行事等警戒場所には、当該行事等の開催期間中、警戒隊及び予防要員を派遣し、発生する災害に迅速に対応できるよう警戒にあたるとともに、施設等の火災予防活動にあたる。

ウ その他必要な事項は、別に定める「要人主要行事等警戒計画」によるものとする。

<組織図>



2 各警戒本部等の設置場所及び任務

警戒本部等	(設置場所) 本部長等 ◎本部長 ○副本部長 □責任者	任 務
統括警戒本部	設置場所：広島市消防局 ◎広島市消防局長 ○広島市消防局次長 ○広島市消防局警防部長 ○広島市消防局予防部長 <消防庁警戒本部> 総務省消防庁 (◎消防・救急課長) <リエゾン等> 広島県消防保安課 広島県警察本部 広島市危機管理室 東京消防庁 陸上自衛隊 (第13旅団)	1 統括警戒本部の運営 2 各警戒本部等の統括管理 3 航空隊の運用に係る調整 4 消防車両等の運用体制の検討 5 大規模災害事案への対応 6 緊急消防援助隊等の応援要請に係る検討 7 警戒隊等の出動指令及び運用 8 無線通信等の運用及び統制 9 関係機関及び警戒本部等からの情報収集及び伝達 10 要人の移動及び滞在情報の収集 11 通行規制情報の収集及び伝達に関すること 12 現地医療対策本部等との連絡調整 13 サミットに関する事故等による傷病者(要人含む。)の救急搬送に関すること 14 救急車の運用に関すること 15 予防警戒活動に関すること 16 伝達式等の運営 17 マスコミ対応 18 活動記録写真の撮影 19 その他特命事項
現地警戒本部 (首脳会議場)	設置場所：広島市南消防署水上出張所 ◎広島市消防局救急担当部長 ○広島市消防局消防機動担当課長 <消防庁警戒本部> 総務省消防庁 設置場所：グランドプリンスホテル広島 ○広島市消防局通信指令官 <消防庁警戒本部> 総務省消防庁	1 現地警戒本部の運営 2 統括警戒本部への各種報告 3 各本部等との連携 4 警戒隊及び予防要員の管理 5 場外離着陸場の活用検討 6 災害発生時の対応 7 増強出動又は移動配備の要請検討 8 関係機関からの情報収集 9 各種情報の整理 10 現地医療対策本部等との連絡調整 11 要人の移動及び滞在情報の収集 12 施設の火災予防 13 その他特命事項
現地警戒本部 (広島空港)	設置場所：広島空港 ◎三原市消防本部警防課長 ○三原市消防本部警防課長補佐 <消防庁警戒本部> 総務省消防庁 <リエゾン> 広島市消防局 設置場所：広島県防災航空センター ○福山地区消防組合消防局職員	1 現地警戒本部の運営 2 統括警戒本部への各種報告 3 各本部等との連携 4 警戒隊及び予防要員の管理 5 災害発生時の対応 6 増強出動又は移動配備の要請検討 7 関係機関からの情報収集 8 各種情報の整理 9 現地医療対策本部等との連絡調整 10 要人の移動及び滞在情報の収集 11 施設の火災予防 12 その他特命事項

警戒本部等	(設置場所) 本部長等 ◎本部長 ○副本部長 □責任者	任 務
特別警戒本部	設置場所：広島市消防局 8 消防署 ◎広島市各消防署長 ○広島市各消防署副署長 ----- 設置場所：空港・移動経路管轄消防本部 ◎管轄消防本部消防長 ○管轄消防本部消防長が指名する職員 ※管轄消防本部 三原市消防本部、東広島市消防局、 廿日市市消防本部、府中町消防本部、 大竹市消防本部、岩国地区消防組合消防本部	1 特別警戒本部の運営 2 統括警戒本部への各種報告 3 各本部等との連携 4 警戒隊等の管理 5 警戒隊等の出動指令 (広島市消防局 8 消防署を除く。) 6 災害発生時の対応 7 関係機関からの情報収集 8 各種情報の整理 9 サミット関連施設等の巡回警戒及び立入検査 10 その他特命事項
要人宿泊施設警戒進駐所	設置場所：要人宿泊施設 6 ホテル □広島市消防局職員	1 要人宿泊施設進駐警戒所の運営 2 統括警戒本部への各種報告 3 警戒隊の管理 4 災害発生時の対応 5 関係機関との連携 6 各種情報の整理 7 現地医療対策本部等との連絡調整 8 要人の移動及び滞在情報の収集 9 施設の火災予防 10 その他特命事項
進駐警戒拠点	設置場所（市内警戒）：中小企業会館、東区スポーツセンター □広島市消防局職員 ----- 設置場所（機動警戒）：広島マリーナホップ □広島市消防局職員	1 進駐警戒拠点の運営 2 統括警戒本部への各種報告 3 N B C 災害等への対応 4 警戒区域における巡回 5 その他特命事項
高速道路警戒拠点	設置場所：各高速道路を管轄する消防本部の消防署所等 □各警戒拠点隊長等	1 高速道路警戒拠点の運営 2 統括警戒本部への各種報告 3 災害発生時の対応 4 その他特命事項
航空警戒拠点	設置場所（広島空港）：広島県防災航空センター □広島県防災航空隊長 設置場所（広島ヘリポート）：広島市消防航空隊基地 □広島市消防局消防航空担当課長	1 航空警戒拠点の運営 2 統括警戒本部への各種報告 3 他都市ヘリコプターの受入れ 4 要人等救急搬送 5 災害発生時の対応 6 上空からの情報収集 7 空域統制所との運用調整 8 他機関航空機との連携 9 その他特命事項

警戒本部等	(設置場所) 本部長等 ◎本部長 ○副本部長 □責任者	任 務
海上警戒拠点	設置場所：広島市南消防署水上出張所 <input type="checkbox"/> 広島市南消防署海上災害担当課長 設置場所：廿日市市宮島消防署 <input type="checkbox"/> 廿日市市宮島消防署長	1 海上警戒拠点の運営 2 統括警戒本部への各種報告 3 サミット会場周辺における警戒 4 災害発生時の対応 5 他機関船舶との連携 6 その他特命事項
要人主要行事等警戒場所	設置場所：要人主要行事等開催場所 <input type="checkbox"/> 管轄消防本部消防長が指名する職員	1 統括警戒本部への各種報告 2 各本部等との連携 3 災害発生時の対応 4 関係機関からの情報収集 5 各種情報の整理 6 要人の移動及び滞在情報の収集 7 施設の火災予防 8 その他特命事項

※ 現地医療対策本部には総務省消防庁職員及び広島市消防局職員を派遣するものとし、空域統制所には総務省消防庁職員を派遣する。

第6 警防対策期間

2022年9月からサミット終了後の2023年5月22日(月)までの間を警防対策期間と位置付け、次のとおり警防対策を図るものとする。

1 事前対策期間

- (1) 2022年9月から2022年10月まで
 - ア NBC災害等対応基本訓練
 - イ NBC災害等を想定した図上訓練
- (2) 2022年11月から2023年3月まで
 - ア 消防特別警戒に係る各機能別訓練
 - イ 警戒参加職員へのNBC災害等に係る研修
 - ウ 各関係機関との合同訓練
- (3) 2023年4月から2023年5月(消防特別警戒期間を除く。)まで
 - ア 消防特別警戒に係る各機能別訓練
 - イ NBC災害等を想定した図上訓練及び実動訓練

2 消防特別警戒期間(2023年5月16日から22日まで)

- (1) 消防特別警戒体制に基づく災害対応
- (2) 消防特別警戒に係る各組織、各消防本部、広島県・広島市各部局その他の関係機関による要人の動向及びこれに伴う交通規制等の情報並びに災害情報の収集及び伝達

第7 警防対策

1 警戒人員及び機械（一係・二係の総数）

180 隊、人員 1,777 名（航空機 6 機、船舶 4 艇を含む。）

2 警戒に関わる消防本部（30 消防本部）

広島県	広島市消防局	山口県	下関市消防局
	福山地区消防組合消防局		宇部・山陽小野田消防局
	呉市消防局		周南市消防本部
	尾道市消防局		山口市消防本部
	三原市消防本部		岩国地区消防組合消防本部
	大竹市消防本部	東京都	東京消防庁
	東広島市消防局	京都府	京都市消防局
	備北地区消防組合消防本部	大阪府	大阪市消防局
	廿日市市消防本部		堺市消防局
	府中町消防本部	兵庫県	神戸市消防局
岡山県	岡山市消防局	福岡県	福岡市消防局
	倉敷市消防局		北九州市消防局
	津山圏域消防組合消防本部	熊本県	熊本市消防局
鳥取県	鳥取県東部広域行政管理組合消防局		
	鳥取県西部広域行政管理組合消防局		
島根県	松江市消防本部		
	出雲市消防本部		

3 警戒対象施設等（予定）

区分	施設名	所在地
首脳会議場	グランドプリンスホテル広島	広島市南区元宇品町 23-1
空港	広島空港	広島県三原市本郷町善入寺 64-31
要人移動経路	山陽自動車道及び広島高速	広島空港から広島市内を結ぶ路線
要人宿泊施設	グランドプリンスホテル広島	広島市南区元宇品町 23-1
	リーガロイヤルホテル広島	広島市中区基町 6-78
	ANAクラウンプラザホテル広島	広島市中区中町 7-20
	ホテルグランヴィア広島	広島市南区松原町 1-5
	シェラトンホテル広島	広島市東区若草町 12-1
	ヒルトン広島	広島市中区富士見町 11-12
要人訪問施設	平和記念公園	広島市中区中島町 1 及び大手町 1-10
	宮島	広島県廿日市市宮島町
広島市内及び周辺地域		

4 指揮体制

- (1) 統括警戒本部長は、広島市消防局長とし、消防特別警戒全般を統括管理する。
- (2) 警戒区域の管轄消防本部の消防長は、当該区域における指揮体制を構築する。
- (3) 警戒区域の管轄消防本部の定める指揮者は、指揮本部長として警戒及び火災防ぎょ等の災害対応にあたる。

5 出動体制及び出動計画

消防特別警戒期間中における出動体制については、サミット関連施設で発生する災害及び広島市内全域や周辺地域における同時多発的に発生するNBC災害など多数の傷病者の発生が予想される災害（以下「NBC災害等」という。）を想定し、通常の出動体制に加え警戒隊等を出動させる体制とする。

なお、災害出動時の活動については、各警戒本部等の警戒計画等によるが、統括警戒本部の判断により、その他の災害に対応する場合がある。

(1) 警戒区域及び対応する災害

進駐する警戒本部等	警戒区域	対応する災害
現地警戒本部（首脳会議場・空港）	施設及びその周辺	全ての災害
要人宿泊施設警戒進駐所	施設及びその周辺	全ての災害
進駐警戒拠点（市内警戒）	広島市全域及び周辺地域	NBC災害等
進駐警戒拠点（機動警戒）	要人主要行事会場等	全ての災害
高速道路警戒拠点	要人移動時の高速道路等	全ての災害
航空警戒拠点	ヘリコプターを必要とする災害及び情報収集	
海上警戒拠点	船舶を必要とする災害及び情報収集	

(2) 出動計画

出動体制に基づく出動計画は、別に定める「G7出動計画」によるものとする。

(3) 統括警戒本部直轄隊

広島市消防局に統括警戒本部直轄隊（消防機動隊）を配置し、統括警戒本部長が必要と認めた場合に出動させる。

(4) 要人動向等による対応

要人の突発的な動向等により、統括警戒本部長が必要と認める隊を災害出動又は移動配備させる場合がある。

6 出動指令

(1) 出動指令

警戒隊等の災害出動は、災害が発生した場所の管轄消防本部消防長の指令に基づくものとする。ただし、高速道路上の災害は、災害発生場所を担当する警戒隊等が属する消防本部消防長の指令に基づくものとする。

(2) 出動指令方法

管轄消防本部の指令センターから警戒隊等に対し、消防通信指令管制システム、G7指令システム、消防救急デジタル無線及び電話等を用いて指令する。

(3) 出動指令要領

別に定める「出動指令要領」によるものとする。

(4) 出動指令後の即報

特別警戒本部の本部長（広島市消防局を除く。）は、警戒隊等に出動を指令した場合、統括警戒本部（作戦班）まで電話等にて即報すること。

7 情報通信

通常時及び災害対応時の情報通信体制及び通信要領は、別に定める「情報通信要領」によるものとする。

なお、要人等の情報を含む場合は、原則として別紙2「要人情報等報告・即報時の暗号」を使用するものとする（以下9、10の報告書等の作成及び電話等の連絡において同じ。）。

8 警戒中のスケジュール

各警戒本部等における勤務交替要領及び使用前点検要領を含む警戒中のスケジュールは、別に定める「特別警戒共通事項」のほか各警戒計画等によるものとする。

9 情報収集及び報告

各警戒本部等の本部長又は責任者は、要人の動向や行事予定等の情報収集に努め、次に定められた事項を統括警戒本部（情報班）へ報告すること。

また、報告を受けた統括警戒本部（情報班）は、必要に応じて各警戒本部等へ報告内容を情報提供するものとする。

(1) 定時報告

ア 人員機械等報告

様式1「人員機械等報告書」を作成し、10時30分までに電子メールにて報告すること。

イ 勤務報告

様式2「警戒日誌」を作成し、電子メールにて17時に中間報告し、翌9時に最終報告すること。

(2) 随時報告

ア 重要情報報告

要人動向等の重要情報を入手した場合は、速やかに電話等にて連絡するとともに、様式3「重要情報報告書」を作成し、電子メールにて報告すること。

なお、要人動向等の重要情報をメール送信する場合は、当該メール件名を「マルV情報」とすること。

イ 巡回等の開始終了報告

巡回（警戒対象施設内の巡回を含む。）、給油等に出向する場合は、その出発及び帰所について、電話等にて報告すること。

10 災害発生時の即報及び災害の報告

(1) 災害発生時の即報

各警戒本部等の本部長は、サミット関連災害を覚知した場合、統括警戒本部（指令班）へ報告すること。

(2) 災害状況等の報告

ア 災害状況の報告

特別警戒本部の本部長（広島市消防局を除く。）は、管轄内で発生したサミット関連災害事案の被害状況等の情報収集に努め、様式4「災害状況報告書（火災・その他）」を作成し、電子メールにて統括警戒本部（作戦班）あて報告すること。

なお、第1報については迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲で報告するものとし、以後、様式に定める事項について、判明したものの中から逐次電子メールにて報告をするものとする。

イ 帰所報告

各警戒本部等の本部長及び責任者は、サミット関連事案に出動後、全ての出動隊が各警戒本部等へ帰所すれば速やかに統括警戒本部（作戦班）あて電話等にて報告すること。その際、事案内容について、簡潔に報告すること。

ウ 災害出動結果報告

各警戒本部等の本部長及び責任者は、各警戒本部等に属する隊がサミット関連災害事案に出動した場合、災害対応後速やかに様式5「災害出動結果報告書（火災・救急・その他）」を作成し、統括警戒本部（作戦班）あて電子メールにて報告すること。

なお、必要に応じて災害現場で記録した写真を添付すること。

エ その他災害対応の連絡

(ア) 消防力低下時の連絡

各特別警戒本部の本部長（広島市消防局を除く。）は、サミット関連災害事案以外の災害対応により管内の消防力が著しく低下し、消防特別警戒に支障をきたすと判断した場合は、統括警戒本部（作戦班）あて電話等にて連絡すること。

(イ) 自然災害発生時の連絡

各警戒本部等の本部長及び責任者は、地震等の大規模な自然災害が発生した場合は、車両を安全な場所へ移動する等の必要な措置を講じるとともに、人員、機械及び施設等の被害状況を確認すること。

また、統括警戒本部（作戦班）から報告の指示があった場合は、被害状況を様式1「人員機械等報告書」を用いて電子メールにて報告すること。

(3) その他

基本的な情報伝達経路は、別に定める「統括警戒本部活動要領」を参照すること。

11 服務等

警戒に参加する職員の服務、勤務体制等は、別に定める「特別警戒共通事項」によるものとする。

12 その他

(1) 消防特別警戒中に発生したNBC災害等の活動及び消防特別警戒に係る救急活動については、別に定める「NBC災害等消防活動要領」及び「救急活動要領」によるものとする。

(2) その他記載のない事項については、統括警戒本部と調整の上、実施する。

用語の定義

用語	定義
消防特別警戒	2023年5月16日（火）から22日（月）までの間に消防機関が実施する警戒（消防対策）
要人	各国首脳、首脳配偶者及び上級シェルパ
警戒計画等	各警戒本部等の必要事項を定めた計画
G7 出動計画	警戒隊等の出動計画
広島市出動計画	広島市警防規程第31条及び第32条の規定に基づき、出動種別及び出動区分に応じた出動車両の編成等を定めた広島市消防局の出動計画
三原市出動計画	三原市消防行動基準第6条の規定により、出動区分及び災害種別に応じた出動車両の編成等を定めた三原市消防本部の出動計画
廿日市市出動計画	廿日市市火災警防規程第10条の規定等に基づき、出動種別及び出動区分に応じた出動車両の編成等を定めた廿日市市消防本部の出動計画
警防対策	消防特別警戒及びその事前対策
サミット災害番号	サミット関連災害事案に対し、管轄消防本部ごとに付与する一連番号
警戒本部等	消防特別警戒期間中に設置される警戒本部、警戒進駐所及び警戒拠点
管轄消防本部	サミット関連施設等を管轄する消防本部
応援消防本部	管轄消防本部を応援する県内外の消防本部
サミット関連施設	首脳会議場、要人が宿泊する施設、要人が利用する空港及び要人が移動する経路
サミット関連施設等	サミット関連施設に加え、要人による行事開催場所、サミット参加国政府関係者が宿泊する施設、主要駅、大規模物販店舗及び危険物施設等
警戒隊	各警戒本部等に進駐している消防隊
通常配備隊	サミット関連の災害に出動する各消防本部に常備配備の消防隊
警戒隊等	警戒隊及びサミット関連の災害に出動する各消防本部に常備配備の消防隊
首脳会議場警戒隊	現地警戒本部（首脳会議場）に属する消防隊
空港警戒隊	現地警戒拠点（広島空港）に属する消防隊
市内警戒隊	進駐警戒拠点（市内警戒）に進駐している消防隊
機動警戒隊	進駐警戒拠点（機動警戒）に進駐している消防隊
要人宿泊施設警戒隊	要人宿泊施設警戒進駐所（6箇所）に進駐している消防隊
高速道路警戒隊	高速道路警戒拠点に進駐している消防隊
海上警戒隊	海上警戒拠点に進駐している消防隊
航空警戒隊	航空警戒拠点に進駐している消防航空隊等
東広島消防署警戒拠点	東広島消防署（東広島市消防局）に設置する高速警戒拠点
西分署警戒拠点	東広島消防署西分署（東広島市消防局）に設置する高速警戒拠点
高屋分署警戒拠点	東広島消防署高屋分署（東広島市消防局）に設置する高速警戒拠点
府中町消防署警戒拠点	府中町消防署（府中町消防本部）に設置する高速警戒拠点

要人情報等報告・即報時の暗号

1 首脳等

暗号（読み）	意味
V 1（ブイチン）	日本の首脳
V 2（ブイツー）	フランスの首脳
V 3（ブイスリー）	アメリカの首脳
V 4（ブイフォー）	イギリスの首脳
V 5（ブイファイブ）	ドイツの首脳
V 6（ブイシックス）	イタリアの首脳
V 7（ブセブン）	カナダの首脳
V 8（ブイイト）	欧州理事会議長
V 9（ブイケン）	欧州委員会委員長
V 10（ブイチン）	豪州の首脳
V 11（ブイイレブン）	ブラジルの首脳
V 12（ブイトゥエルブ）	コモロの首脳
V 13（ブイサティーン）	クック諸島の首脳
V 14（ブイフォーティーン）	インドの首脳
V 15（ブイフィフティーン）	インドネシアの首脳
V 16（ブイシックスティーン）	韓国の首脳
V 17（ブイセブンティーン）	ベトナムの首脳

2 サミット関連施設

暗号（読み）	意味
H X（イチエックス）	グランドプリンスホテル広島（首脳会議場）
H 1（イチワン）	リーガロイヤルホテル広島
H 2（イチツー）	ANAクラウンプラザホテル広島
H 3（イチスリー）	ホテルグランヴィア広島
H 4（イチフォー）	シェラトンホテル広島
H 5（イチファイブ）	ヒルトン広島
A 1（イチワン）	広島空港
A 2（イチツー）	岩国錦帯橋空港
D 1（ディワン）	平和記念公園
D 2（ディツー）	宮島

3 病院

暗号（読み）	意味
HP 1（イチピワン）	広島大学病院（広島市南区）
HP 2（イチピツー）	県立広島病院（広島市南区）
HP 3（イチピスリー）	広島市民病院（広島市中区）
HP 4（イチピフォー）	広島赤十字・原爆記念病院（広島市中区）
HP 5（イチピファイブ）	東広島医療センター（東広島市）
HP 6（イチピシックス）	広島市立北部医療センター安佐市民病院（広島市安佐北区）
HP 7（イチピセブン）	広島総合病院（廿日市市）

【例文】

「マルV情報」

12時10分 「V2がA1に到着」

18時15分 「V3がHXからH5へ移動を開始」

20時20分 「HX滞在中のV1が腹痛により救急要請。HP2へ搬送予定」

※ 暗号を追加する場合は、別途周知する。

人員機械等報告書

年月日	年 月 日 曜日
警戒本部等名	
本部長名 責任者名	
報告担当者名 連絡先	(所属) (階級) (氏名) (連絡先)
人員報告	異常の有無 有 ・ 無
	異常の内容 (異常有の場合)
機械及び通信機器 報告	異常の有無 有 ・ 無
	異常の内容 (異常有の場合)
備考	

※ 消防特別警戒員名簿に変更等がある場合は、人員異常有として報告しその内容を記載すること

警戒日誌

No. 1

年 月 日	年 月 日 曜日
報告区分	中間報告 (17 時) ・ 最終報告 (翌 9 時)
警戒本部等名	
本部長名 責任者名	
報告担当者名 連絡先	(所属) (階級) (氏名) (連絡先)
災害出動状況 その他	
備 考	

時 間	勤 務 内 容
〇〇 : 〇〇 ~ 〇〇 : 〇〇	

※ 時系列の勤務内容を記載する。(例：交替、打合せ、出車、警戒、災害出動、訓練、研修等)

重要情報報告書

情報入手日時		年	月	日	曜日	時	分
連絡ルート		発信			受信		
	警戒本部等名						
	職氏名						
情報の種別		要人動向・行事 警備関係 施設関係 その他 ()					
情報源							
内容							
備考							

災害状況報告書（火災）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
特別警戒本部名	
報告者名	

※ 下表は消防庁への即報様式と同様

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	月 日 時 分 (月 日 時 分)			
火元の業態 ・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者 (性別・年齢) 人		死者の生じた 理由			
	負傷者	重症 人 中等症 人 軽症 人				
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積	m ² m ²		
焼損程度	焼損棟数	全焼 棟 半焼 棟 部分焼 棟 ぼや 棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² ha
り災世帯数	世帯			気象状況		
消防活動状況	消防本部 (署) 消防団 その他 (消防防災ヘリコプター等)		台 台 台・機	人 人 人		
救急・救助 活動状況						
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

※ 第1報については迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲で報告するものとし、以後、様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次電子メールにて報告をするものとする。

災害状況報告書（その他）※火災以外

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
特別警戒本部名	
報告者名	

※ 下表は消防庁への即報様式と同様

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽症 人 (人)		
不明	人			
救助活動の要否				
要救護者数 (見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

※ 第1報については迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲で報告するものとし、以後、様式に定める事項について、判明したものの中から逐次電子メールにて報告をするものとする。

【出動途上の状況】	
【現場到着時の状況】	
部隊運用	【防ぎよ活動】
	【救助活動】
	【参考事項】

【部隊配置図及び活動図】

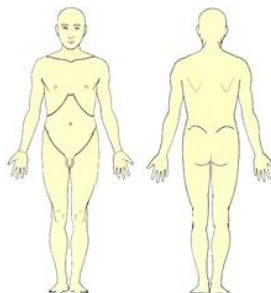
(災害現場を中心として、活動状況等を記載すること。)

- ※ 下線ありの項目については、災害発生場所を管轄する特別警戒本部のみ記入すること。
- ※ 消防活動終了後、統括警戒本部に報告すること。
- ※ 各隊出動状況欄が不足する場合は別に追加して対応すること。

災害出動結果報告書（救急）

傷病者申し送り票

		所属		救急隊		
		記載者氏名		□救急救命士 □その他		
番号		事故種別	□急病 □交通 □一般 □転院 □自損 □運動 □()			
発生日	年 月 日	発生場所 指令内容				
発生時刻	□推定 □確定					
□覚知時刻 □指令時刻		傷病者情報	住			
現場到着			所	電話番号()	-	
患者接触				関係者等連絡先()	-	[関係]
車内収容			氏名	フリガナ		職業
病院連絡				男・女		
現場出発				年 月 日生(歳)		
病院到着 (ヘリポート着)						
【原因】		観察 所見 処置等	場所	□現場 □車内	□現場 □車内	□現場 □車内
			時刻	:	:	:
			呼吸	回/分	回/分	回/分
			<10-30回/分≤	□異常呼吸() □左右差 □減弱(□右 □左)		
			SpO ₂	Room %	Room %	Room %
			<90%	O ₂ l	O ₂ l	O ₂ l
			【主訴】			
			脈拍	□不整 □触知不能	□不整 □触知不能	□不整 □触知不能
			<50-120回/分≤	回/分	回/分	回/分
			血压	/	/	/
		<90-200mmHg<				
最終食事		処置等	意識	JCS: (R・I・A)	JCS: (R・I・A)	JCS: (R・I・A)
病歴 (才へ歴)	要介護(有・無)		GCS: E V M	GCS: E V M	GCS: E V M	GCS: E V M
掛かりつけ			心電図波形			
アレルギー			瞳孔	右 mm 左 mm	右 mm 左 mm	右 mm 左 mm
服薬状況	□処方薬 □市販薬		対光反射等	有(鈍)・無	有(鈍)・無	有(鈍)・無
			体温	腋窩 °C	腋窩 °C	腋窩 °C
				非接触型	非接触型	非接触型
			特定行為等	□除細動 回(初期心電図)		指示医師
				□気道確保(用手・LM・LT・挿管)		指示時間
				□静脈路確保(CPA前・CPA後)		:
			□血糖値測定 mg/dL		:	
			□OPA情報【あり() なし()】		:	
		状況評価	□車外放出 □同乗者死亡 □救出20分以上 □挟圧			
			□車にはねられた・轢かれた(5m・30km/h) □車両大破			
			□運転者とバイクが離れている(m) □墜落(m)			
			□およそ30km/h以上のバイク事故 □熱傷【Ⅲ度 %・Ⅱ度 %】			
			□現場の外出血量(ml)			
		状況・経過				
		病院交歩	1回目	医療機関 理由	2回目	医療機関 理由
			(: ~ :)	(: ~ :)	3回目	医療機関 理由
					合計	回
収容医療機関名		初期診断名	傷病程度			
		医師名	死亡 □	初期時死亡確認		
			重症 □	3週間以上の入院加療		
			中等症 □	入院必要で重傷に至らない		
			軽症 □	入院を必要としない		
			その他 □	()		



災害出動結果報告書（その他）※火災、救急以外

(No.1)

警戒本部等名			災害種別	<input type="checkbox"/> 救助 <input type="checkbox"/> 危険排除 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
出動年月日	年	月	日	曜日	サミット災害番号		
覚知時刻	時	分		発生場所			
覚知方法	<input type="checkbox"/> 119 <input type="checkbox"/> 110 <input type="checkbox"/> 一般加入 <input type="checkbox"/> 消防無線 <input type="checkbox"/> その他（ ）			災害概要			
				被害状況	(人的) (物的)		
気象	天候		気温	気象情報等			
			℃				
各隊出動状況							
消防本部名	小隊名	人員	出動時刻	現場到着時刻	現場引揚時刻	帰署時刻	現場までの距離
		人	時 分	時 分	時 分	時 分	km
		人	時 分	時 分	時 分	時 分	km
		人	時 分	時 分	時 分	時 分	km
		人	時 分	時 分	時 分	時 分	km
		人	時 分	時 分	時 分	時 分	km
【活動概要】							
【使用資機材】							

【部隊配置図及び活動図】

(災害現場を中心として、警戒隊の配置状況、活動状況を記載すること。)

【その他特記事項】

- ※ 下線ありの項目については、災害発生場所を管轄する特別警戒本部のみ記入すること。
- ※ 消防活動終了後、統括警戒本部 (作戦班) に報告すること。